

国体準備委員会第2回常任委員会
平成25年8月21日決定
令和2年10月28日一部改正

特別国民体育大会公開競技実施基本方針

特別国民体育大会において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項及び同細則」「国民体育大会公開競技実施基準」並びに「特別国民体育大会開催基本構想」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 国体を契機として競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。
- (2) 県民が多くスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、大会に対する県民意識の高揚を図るとともに、スポーツを活かした地域づくりを推進する。

2 実施競技の選択

実施競技は、特別国民体育大会実施競技選択基本方針に基づき、次の事項について、総合的に検討し、綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、武術太極拳の5競技から選択する。

- (1) 競技実施により、国体終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が図られること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、特別国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。
- (3) 原則として、当該公開競技の実施に対して必要な数の宿泊施設を管内に有し、宿泊・輸送等について理解と協力が得られる市町村とする。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、令和5年4月1日から閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。